

市立中学校における個人情報の紛失について

令和7年10月10日（金）、川崎市立中原中学校に勤務する教員が、自宅で業務を行うため生徒の個人情報を保存・記載した可搬媒体（ハードディスク及びUSB）、GIGA端末及び関係書類（紙媒体）が入ったリュックを紛失（約1,770件以上）する事案が発生しましたので、御報告いたします。

当該教員は、帰宅途中に同僚と飲食店に立ち寄り飲酒をした後、翌11日（土）未明、中原区内路上で寝てしまい、気づいたときにはリュックを紛失しておりました。現在のところ、紛失したリュックは発見されておられません。

なお、現時点で個人情報の流出は確認されておられません。

1 事案の経緯

(1) 学校名等

当該教員 40歳代 男性

現勤務校 川崎市立中原中学校 川崎市中原区小杉陣屋町1丁目24番1号 生徒数 435名
(令和6年度から勤務) 校長 渡邊 信博

前勤務校 川崎市立日吉中学校 川崎市幸区北加瀬2丁目3番1号 生徒数 387名
(令和5年度まで勤務) 校長 中川 薫

(2) 紛失した個人情報

ア 【可搬媒体（ハードディスク及びUSB）】

(ア) 現勤務校分（令和6年度～7年度）

- ・担当していた生徒の学習状況にかかる所見及び評価（1学年2年分） 約320件
- ・令和7年度2学年前期の担当科目の中間テスト生徒解答用紙（1種類1学年分） 約160件
- ・令和6年度の担任学級の生徒氏名及び住所（1クラス分） 約40件
- ・担当部活動に所属する生徒氏名（2年分） 約100件
- ・発行した学級通信用の原稿及び生徒活動写真（一部に生徒氏名が記載） 件数不明

(イ) 前勤務校分（令和3年度～5年度）

- ・担当していた生徒の学習状況にかかる所見及び評価（1学年3年分） 約360件
- ・令和3年度宿泊行事に関するしおり（一部に生徒氏名が記載）（1学年分） 約120件
- ・令和3～5年度に担当していた部活動に所属する生徒氏名及び連絡先（3年分） 約180件
- ・登校支援シート（生徒氏名・登校時の様子が記載）（3人分） 約3件
- ・発行した学級通信用の原稿及び生徒活動写真（一部に生徒氏名が記載） 件数不明

イ 【GIGA端末】

(ア) 現勤務校分（令和6年度～7年度）

- ・画像ファイル（令和7年度の授業風景） 約20件

ウ 【関係書類（紙媒体）】

(ア) 現勤務校分（令和7年度）

- ・前期の担当していた教科の観点別評価一覧表（1学年分） 約160件
- ・学習用プリント（4種類）（生徒氏名が記載） 約310件
- ・行事用プリント（1種類）（生徒氏名が記載） 約30件

エ 合計

現勤務校分 212名 約1,110件以上

前勤務校分 194名 約660件以上

※人数は実人数・件数は延べ件数

(3) 経過

10月10日（金）20時22分 学校を退出。自宅で生徒が作成した作品のコメントの作成等を行うため「可搬媒体（ハードディスク及びUSBメモリ）」「GIGA端末」「関係書類（紙媒体）」をリュックに入れ持ち帰る。

		※管理職の許可を得ずに個人情報を含む紙媒体の持ち出し
	2 1 時頃	勤務校同僚と J R 武蔵新城駅付近の飲食店で飲酒
1 0 月 1 1 日 (土)	2 時過ぎ	飲食店を出て、徒歩で自宅方向へ向かうが、武蔵新城駅と武蔵中原駅の間の道路わき (中原区上小田中 3 丁目) で寝てしまう。
	3 時過ぎ	通行人の通報で出動した警察官に起こされ、リュックの紛失を覚知
	3 時 3 3 分	リュックの紛失を警察に届ける。 (紛失したものは上記個人情報等の入った可搬媒体等の他、本人の保険証・教材研究用資料・自宅鍵等)
1 0 月 1 2 日 (日)		中原警察署へ遺失物の確認と付近の搜索
1 3 日 (月)		当該教員が現勤務校校長に電話連絡 (第 1 報)
1 4 日 (火)		現勤務校にて、当該教諭が校長に事案の詳細について報告 (第 2 報) 校長が教育委員会へ報告 (第 1 報)
		G I G A 端末を遠隔操作により起動の無効化
1 5 日 (水)		中原区・教育担当が前勤務校校長へ報告
同日以降		遺失物の搜索及び紛失した個人情報の特定作業
2 4 日 (金)		現勤務校で保護者会を実施し、謝罪及び経緯の説明
同日以降		保護者会欠席者への文書にて連絡 (謝罪及び経緯の説明)

2 事案の発生原因

本市では、個人情報を扱う場合は原則校内の指定された P C で作業することや、個人情報を含む紙媒体は原則校外には持ち出さず、また、持ち出し可能な個人情報を含む文書を校外に持ち出すときは管理職の許可を得ることとしていましたが、当該教諭は個人情報が含まれる可搬媒体等を持ち帰っているにもかかわらず、管理職の届け出をせずに持ち出し、帰宅途中に飲酒をするなど個人情報を取り扱っているという意識の欠如と個人情報の管理が徹底できていなかったことが主な原因であったと考えております。

3 今後の対応及び再発防止策

- (1) 警察に遺失物届を出しておりますが、今後も学校職員搜索を継続いたします。
- (2) 前勤務校の対象生徒等、及び、現勤務校で既に卒業した生徒等への謝罪及び経緯の説明については、文書にてお知らせする予定です。
- (3) 原則個人情報が含まれる紙媒体及び U S B メモリ等可搬媒体の持ち出し禁止の徹底、持ち出す場合は管理職の許可を得るなど個人情報の取扱いについて周知徹底を図るため、児童生徒本人や御家庭から預かっている個人情報の扱いと、可搬媒体の適切な管理・運用について市立学校全教職員に対する緊急点検を行うとともに、全教職員を対象に各学校において職員が任意の時間に受講可能なオンデマンド型研修を実施します。
- (4) 校長会議等で、全市立学校の管理職に対し再発防止に向けた個人情報を含む書類の厳正な管理を各校内で徹底するよう周知します。
- (5) 個人情報等の重要性が高い情報に関しては職員室に設置されている校務用ストレージを利用することを徹底し、U S B メモリ等可搬媒体の削減を行います。

【問合せ先】

(学校に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 新田・伊藤

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 3 2 8 4 ・ 3 3 1 8

(情報セキュリティに関すること)

川崎市教育委員会事務局総合教育センター情報・視聴覚センター 椎名

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 3 3 1 8 (1 0 月 2 8 日のみ)

0 4 4 - 8 4 4 - 3 7 1 0 (1 0 月 2 9 日以降)